

(様式1)

令和6年度 防災計画（抄）

(10-18)

名古屋市長 中島小学校長

加藤 晃英

I 目的

- 1 地震や地震による津波・火災、暴風雨、風水害が発生した際に、安全かつ敏速な避難ができる方法を身に付けさせると共に、日頃から災害に対する心構えを育てる。
- 2 地震や火災、暴風雨、風水害の被害状況に応じて保護者に引き渡せる対策を明確にする。
- 3 校舎及び施設等の保安方法を確認し合う。

II 災害安全に関する指導 年間計画（訓練を含む）

実施予定日	指導・訓練の主な内容	訓練
4月 16日	地震・火災避難訓練 (避難経路・避難場所・津波警報発令時の避難方法の確認等)	○
4月 19日	「なごやっ子防災ノート」を活用した地震・火災に関する指導《学級活動》	
6月 19日	大雨警報が発令され、洪水などの危険が予想された場合の避難 ※ 校長判断のもと、特別支援学級のみ2階コンピュータ室へ避難させ、他の学級は2階以上にある各教室で待機する。	○
9月 2日	防災訓練・引き渡し訓練への参加（保護者への引き渡しの確認）	○
9月 3日	「なごやっ子防災ノート」を活用した風水害に関する指導《学級活動》 ※ 津波防災の日（11月5日）についても触れる。	
1月 14日	緊急地震速報受信の後、地震発生、その後津波警報が発令をされた想定で行う避難訓練 (休み時間時における避難・津波警報発令時の避難) ※ 津波警報発令時の避難では、特別支援学級のみ2階コンピュータ室へ避難させ、他の学級は2階以上にある各教室で待機する。	◎
1月 15日	「なごやっ子防災ノート」を活用した地震・津波に関する指導《学級活動》	

※ 訓練○、津波災害を想定した訓練◎

◆ 「なごやっ子防災ノート」の活用について

4月、9月、1月に行う避難訓練の実施日翌日に、「なごやっ子防災ノート」を使って指導をする。

III 生命の安全確保に対する指導について

- 1 家庭・学校の内外及び周辺の危険箇所を確認させる。
- 2 地震・火災、暴風雨、風水害の発生及び大規模地震の警戒宣言・津波警報の発令に際し、パニック状態に陥ることなく、安全に避難できるようにさせる。

IV 地震等における安全指導について

1 地震等発生を想定した指導

(1) 地震発生を想定した指導

① 在校中

放送により、地震の発生を知らせ、避難の方法と順路を指示する。避難の必要が生じた場合には、担任誘導のもと、学級別に運動場の南又は西側に避難・整列させる。避難する際には、防災頭巾・ヘルメットで頭部を守ること（防災頭巾・ヘルメットが近くにないときは、手さげかばん・体操服が入っている袋などで頭部を守る）を、普段から指導しておく。

- ・ 授業中… 担任教師の指導のもとに、決められた避難経路に従って避難・誘導する。
- ・ 業間… 運動場で遊んでいる児童は、運動場南側に集合する。校舎内にいる児童は、近くの教室など「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。職員は、校舎内を確認し、運動場へ避難することを知らせる。児童が避難完了後、児童数を確認する。

② 登下校中…原則として、登校途中の場合は登校し、下校途中の場合は下校する。

(2) 地震による火災発生を想定した指導

放送により、火災発生場所・避難の方法と順路を指示する。その後、担任誘導のもと、学級別に運動場の南側に避難・整列させる。

- ◆ 第1避難場所 中島小学校 運動場
- 第2避難場所 中島中央公園（中島小学校北側）

(3) 津波注意報発表、津波警報発表・避難指示発令、津波発生を想定した指導

① 津波についての指導

地震が起こり、津波注意報・警報等が出されたときにはすぐに高台や津波避難ビルに避難するよう、日頃より指導する。地震が起きた場合には、津波の襲来を想定し、放送により津波注意報・警報等が発表されたことを知らせ、避難の方法を指示する。避難の必要が生じた場合には、職員の指導のもと、北校舎2～4階に避難させる。

② 在校中

- ◆ 避難場所：中島小学校北校舎2～4階
（ひまわり・たんぽぽ学級：2階コンピュータ室 その他の学級：各教室 [2～4階]）

③ 登下校中…落下物・散乱しているがれき等に気を付けながら、学校や最も近いとされる津波避難ビルに避難する。（中島小学校・高杉中学校・市営中島荘）

(4) 緊急地震速報を受信したことを想定した指導

緊急地震速報を受信した場合は、放送により速やかに避難態勢を取らせ、地震の発生状況に応じて避難できるようにさせる。その後、担任誘導のもと、防災頭巾をかぶり、学習用具を持った後、下ぐつにかえ、運動場へ学級別に避難・整列させる。人員確認後、保護者・代理の人が引き取りに来た場合には、非常災害時の児童引き渡しカードを基に、安全を確認してから引き渡す。

(5) 大規模地震（震度5強以上）が発生した場合の指導

震度5強以上の地震発生時	児童	教職員
(1) 在校中に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業を始めとする教育活動を打ち切る。 ・ あらかじめ保護者との間で取り決めた方法で引き渡す。 ・ 翌日以後、学校から連絡のあるまでの間、臨時休業日とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変化する情報に絶えず留意するとともに、速やかに対処する。 ・ 自校の状況を市教育委員会（学校

(2) 登下校の途中に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> 登校中の場合は、原則として、そのまま登校させ、上記(1)に準じた措置をとる。 下校中の場合は、原則として、そのまま下校させ、下記(3)に準じた措置をとる。 	整備課・指導室等に報告する。
(3) 在宅時に発生した時	<ul style="list-style-type: none"> 学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とする。 	
(4) 野外学習センター利用の時	<ul style="list-style-type: none"> 出発前に発生した場合は、学校は出発をやめて、上記(1)の措置をとる。 出発後に発生した場合は、できるだけ確かな情報を集め、適切な措置を講ずる。 利用中に発生した場合は、そのままセンター内にとどまり、所長の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> 引率責任者は、自校のとった措置を学校及び関係機関へ連絡する。 学校は、内容によっては保護者にも連絡する
(5) 修学旅行・その他の校外学習の時	<ul style="list-style-type: none"> 出発前、解散後に発生した場合は、状況に応じて、上記(1)～(3)の措置を講ずる。 出発後に発生した場合は、直ちに情報を集めて対処する。 	<ul style="list-style-type: none"> 引率責任者は、自校のとった措置を学校及び関係機関へ連絡する。 学校は、内容によっては保護者にも連絡する。市教育委員会に報告する。

2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたことを想定した指導

(1) 在校中

- ① 情報が発表されたことを、速やかに担任・児童に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。
- ② 情報が発表されたことと③④の対応についてメールや電話で保護者に伝える。
- ③ すぐに被害の発生が想定される等、状況によっては、児童を安全な場所に避難させ、保護者に状況を伝える。
- ④ 状況によっては、児童を保護者に引き渡し、帰宅させる。引き渡しを行う場合は、ただちに授業を打ち切り、校内待機あるいは運動場に避難させる。その後、緊急時の児童引き渡しカードを基に、学級担任が名簿で児童を確認し、保護者へ受け渡す。保護者に引き渡すまでは学校で保護する。翌日以降、学校から連絡があるまでは臨時休業日とする。

(2) 登下校途中

- ① 登校中の場合は、原則として、そのまま登校させる。登校したら、上記在校中に準じる。
- ② 下校中の場合は、原則として、そのまま下校させる。下校後は、下記在宅時の指導に準じる。

(3) 在宅時

情報が発表されたことを知った場合は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め等、日頃から地震への備えの再確認をする。特に学校から連絡がない限り、授業が行われるので、通常通り登校する。

3 非常災害が発生した場合の対応についての保護者への周知方法

(1) あらかじめ保護者へ周知しておく方法

- ① 年度の始めに『「暴風・暴風雪警報、特別警報及び避難勧告・避難指示発表・発令時」「Jアラート緊急情報発表時」「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）発表時」「震度5強以上の地震発生時」における児童の引き渡しについて』の文書を保護者に出したり、学校ホームページに掲載したりして、非常災害が発生した場合や警戒宣言が発せられた場合の登校時、学校にいるとき等の対処の方法について周知・徹底を図る。
- ② 非常災害が発生した場合や警戒宣言等が発せられた場合、児童を速やかに下校させることを周知させる。児童引き渡しのための「非常災害時児童引き渡しカード」の作成および引き渡し方法の確認を行う。

(2) 発生したときに周知する方法

携帯メールによる連絡網（「きずなネット学校連絡網」）を使い、学校までの迎えを依頼する。通信機関が途絶した場合は、教職員が校区内のPTA安心・安全委員宅へ回り、PTA安心・安全委員と協力して保護者へ周知する。

また、児童の登校前に発生した場合には、

- ① 電話が通じている場合は、分団の班長連絡網により連絡をし、班長より班員に連絡をする。また、学区の緊急連絡網により地域の関係者に連絡をする。
- ② 電話が不通の場合は、各分団の分団長に直接連絡する。分団長からは班長に、班長から班員に口頭で連絡する。地域の関係者へは、教頭と教務、校務が連絡する、という措置もとる。

4 防災週間（8月30日～9月5日）における防災訓練計画

(1) 参加人員

児 童	職 員	保 護 者 等	合 計
4 5 5 名	3 3 名	0 名	4 8 8 名

(2) 訓練内容

- ① 校長講話（9月2日始業式にて）
- ② 担任講話（9月3日各学級にて [火を使っていた関東大震災などを例に]）

5 施設の整備について

- 学校建物内及び敷地内の状況を目視で確認するとともに、毎月1回程度の安全点検日を設けて安全点検を行い、必要に応じて補修改善等を行う。通学路も一斉下校の現地指導、PTAパトロールなどを通じて、定期的に安全確認を行う。
- 点検や応急復旧のため、ヘルメット等の安全対策用具や作業用の工具等を用意しておく。

6 その他

(1) 防災用ヘルメット、防災頭巾等の常備の有無

- 防災用ヘルメット：1～3年生 全員常備
- 防災頭巾の常備：4～6年生 全員常備

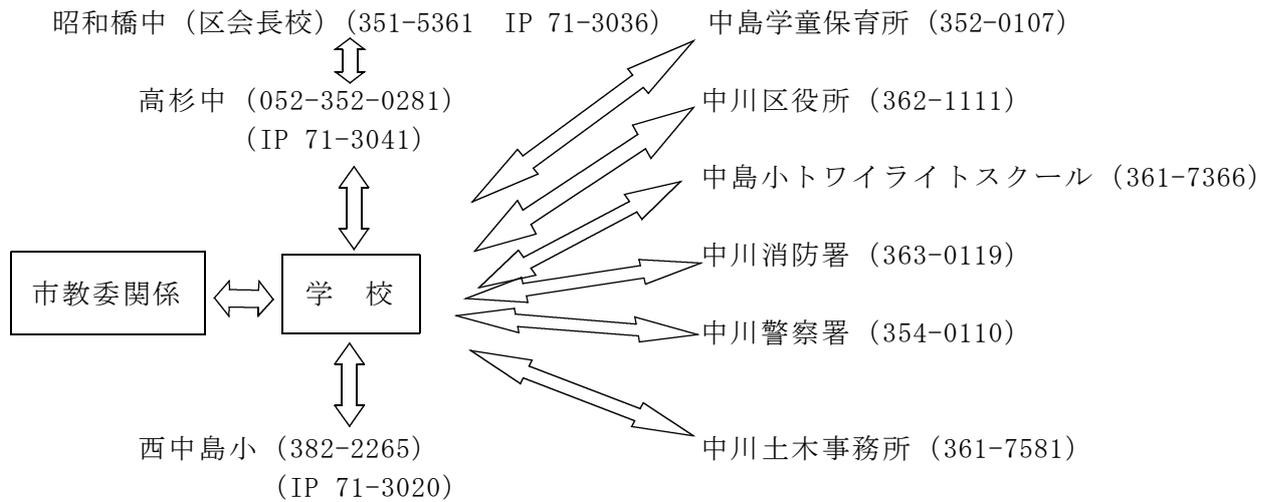
(2) 地域の情報収集・情報伝達

- ① テレビ、ラジオ、インターネット等を使用し、情報を収集する。
- ② PTA校外指導委員による通報
- ③ 学区民（区政協力委員、各種団体役員等）による通報
- ④ その他、官公署からの通報及び情報

※ ② … PTA安心・安全委員会、PTA運営委員会にて依頼

③ … 学区連絡協議会にて依頼

(3) 関係機関への連絡

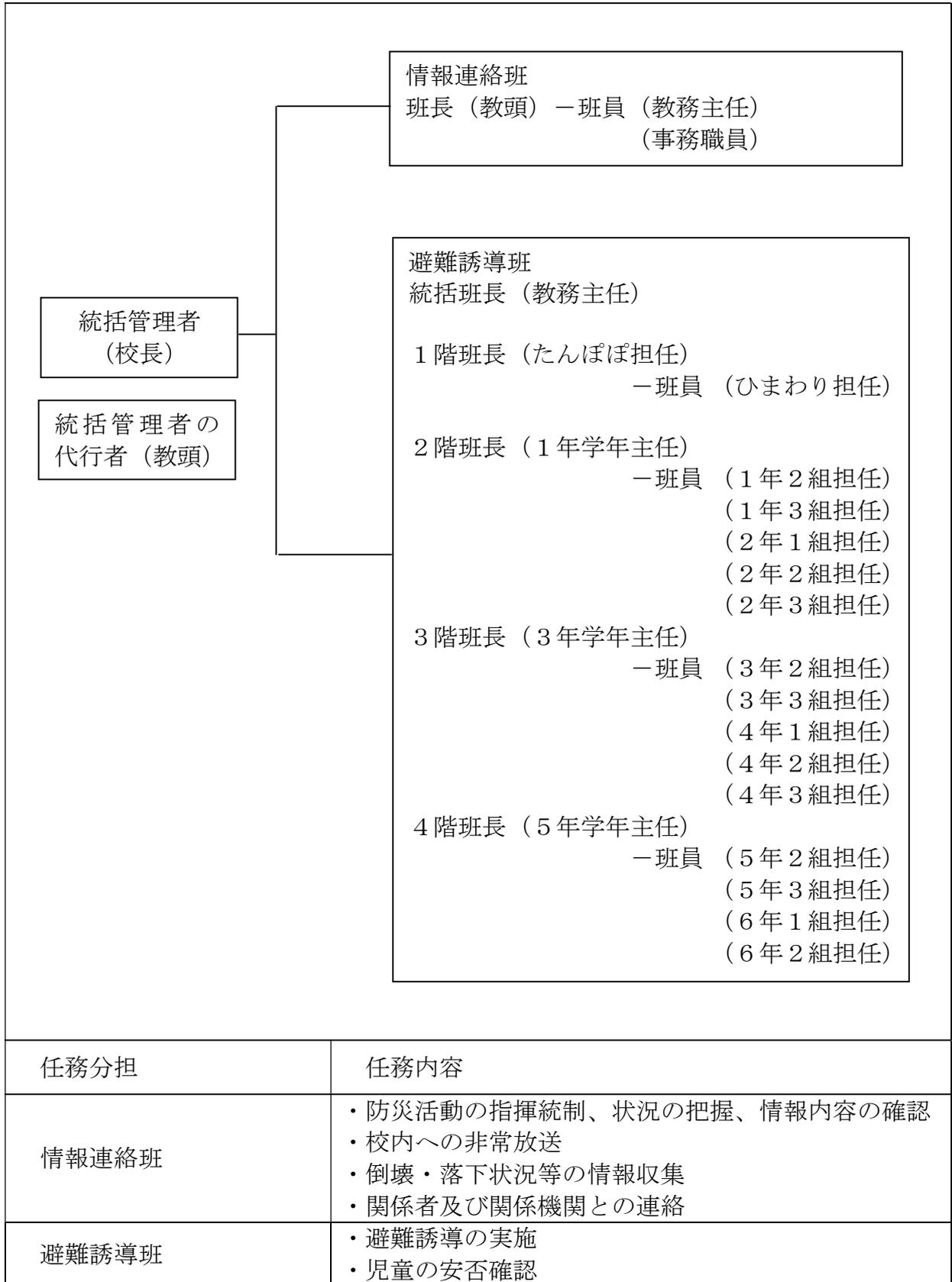


(4) 通学路の危険箇所

内 容	記 号	危険箇所
倒壊のおそれのある場所	㊟	0 箇所
落下のおそれのある場所	㊞	0 箇所

※ 名古屋市都市計画情報提供サービス「地震災害危険度評価図情報」
「建物倒壊の危険性（過去の地震を考慮した最大クラス）」参照
（学区内は全て可能性10パーセント未満）

(5) 防災体制（自衛水防組織）



V 暴風・大雨等における安全指導について

1 暴風警報が発表されたことを想定した指導

(1) 登校前

- ① 午前6時現在、暴風警報、避難指示発令されている場合は、午前中の授業が中止される等の通達内容を、保護者やPTA安心・安全委員に徹底させておく。
- ② 午前6時現在、大雨等警報が発令されている場合は、家庭や地域の人と相談し、しばらく登校を見合わせ、通学路の安全を確かめてから登校するように指導しておく。

(2) 登下校中

- ① 登下校の際、荒子川・マンホール・田や畑の近くには絶対に近づかないように注意を徹底させておく。
- ② 通学路に教職員が出向き、安全に登校できるよう児童を誘導する。

(3) 在校時

- ① 暴風警報が発令された場合は、通学路の安全確認の上で保護者（代理人）の引き取りにより速やかに下校することを、保護者やPTA安心・安全委員に徹底させておく。（状況によっては待機させる。）
- ② 西中島小学校・高杉中学校の校長間で危険箇所の情報を交換し合い対処する。

(4) 下校後

災害への備えを知らせ、みだりに外出しないようにさせる。また、テレビやラジオ等の情報を基に、家庭で災害防止のための活動について話し合うようにさせ、災害に備える心構えをもたせる。

2 大雨警報、洪水警報が発表されたことを想定した指導

(1) 登校前

大雨警報・洪水警報が発表されている場合は、原則として登校させる。しかし、危険が予想される場合は、校長が判断して西中島小学校、高杉中学校と連絡をとり、登校中止にすることもある。その場合は、携帯メールによる連絡網（「きずなネット学校連絡網」）で知らせる。

警報の予想される場合は、前日の学級での指導で、大雨による交通の混乱や危険箇所の出現の恐れのあることを児童に知らせ、事故防止のための対処の仕方を指導する。

(2) 登下校中

登下校の際、荒子川・マンホール・田や畑の近くには絶対に近づかないように注意を徹底させておく。また、通学路の出水危険箇所に教職員が出向き、安全に登校できるよう児童を誘導する。

(3) 在校時

原則として、児童を待機させる。（浸水が予想される場合には、北校舎2階以上に避難させる。）但し、危険が予想される場合は、校長が判断して西中島小学校、高杉中学校と連絡をとり、危険箇所の情報を交換し合い対処する。警報が解除された場合は、通学路の安全点検をした上で、天候等の状況を見ながら下校することを保護者やPTA安心・安全委員に徹底させておく。

通常下校を行う場合は、まず留守家庭を確認する。低学年の児童が下校するときは、職員が引率して方面別下校を行う。トワイライトスクール及び学童保育の児童については、通常時と同様に行うため、それぞれの対象児童を把握しておく。

(4) 下校後

冠水が予想される地域に立ち寄りたり、警報発令中に外出したりすることのないように指導する。また、翌朝の登校についての判断基準を児童・保護者に徹底させておく。

災害への備えを知らせ、みだりに外出しないようにさせる。また、テレビやラジオ等の情報を基に、家庭で災害防止のための活動について話し合うようにさせ、災害に備える心構えをもたせる。

3 在校中に警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」が発令されたことを想定した指導

「避難指示」が発令された場合は、ただちに授業を打ち切り、北校舎2階以上に待機させ、保護者に携帯メールによる連絡網（「きずなネット学校連絡網」）で、現在、児童が避難していることを知らせる。解除された場合、安全確認後、保護者へ下校方法をメールで伝え、下校させる。トワイライトスクール及び学童保育の児童についても他の児童と同様の対応をする。また、校内待機時に、災害への備えを知らせ、地域の避難場所に早急に避難するようにさせる。

4 在校中に特別警報が発令されたことを想定した指導

特別警報が発令された場合は、ただちに授業を打ち切り、校内待機させる。保護者に「きずなネット学校連絡網」で、現在、児童が待機中であることを知らせる。解除された場合、安全確認後、保護者へ下校方法をメールで伝え、下校させる。トワイライトスクール及び学童保育の児童についても他の児童と同様の対応をする。その場合は、携帯メールによる連絡網（「きずなネット学校連絡網」）で知らせる。また、校内待機時に、災害への備えを知らせ、みだりに外出しないようにさせる。また、テレビやラジオ等の情報を基に、家庭で災害防止のための活動について話し合うようにさせ、災害に備える心構えをもたせる。

5 警報が発令された場合や警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」が発令された場合の対応についての保護者への周知方法

(1) あらかじめ保護者へ周知しておく方法

年度当初に、警報が発令された場合や避難指示が発令された場合における学校の対応を文書や学校ホームページで知らせる。

(2) 発表・発令された時に周知する方法

携帯メールによる連絡網（「きずなネット学校連絡網」）を使い、学校までのお迎えを依頼する。通信機関が途絶した場合は、教職員が校区内のPTA安心・安全委員、区政協力委員宅へ回り、PTA地区委員と協力して保護者へ周知する。

6 その他

(1) 地域の情報収集

- ① 通学路・学区内の冠水地域の状況について、PTA安心・安全委員・区政協力委員から電話による情報収集をする。
- ② 中川土木事務所より荒子川の増水・出水情報を収集する。
- ③ テレビ・ラジオ等から暴風・大雨等の情報を収集する。
- ④ できる範囲で職員が現地確認する。

(2) 関係機関への連絡

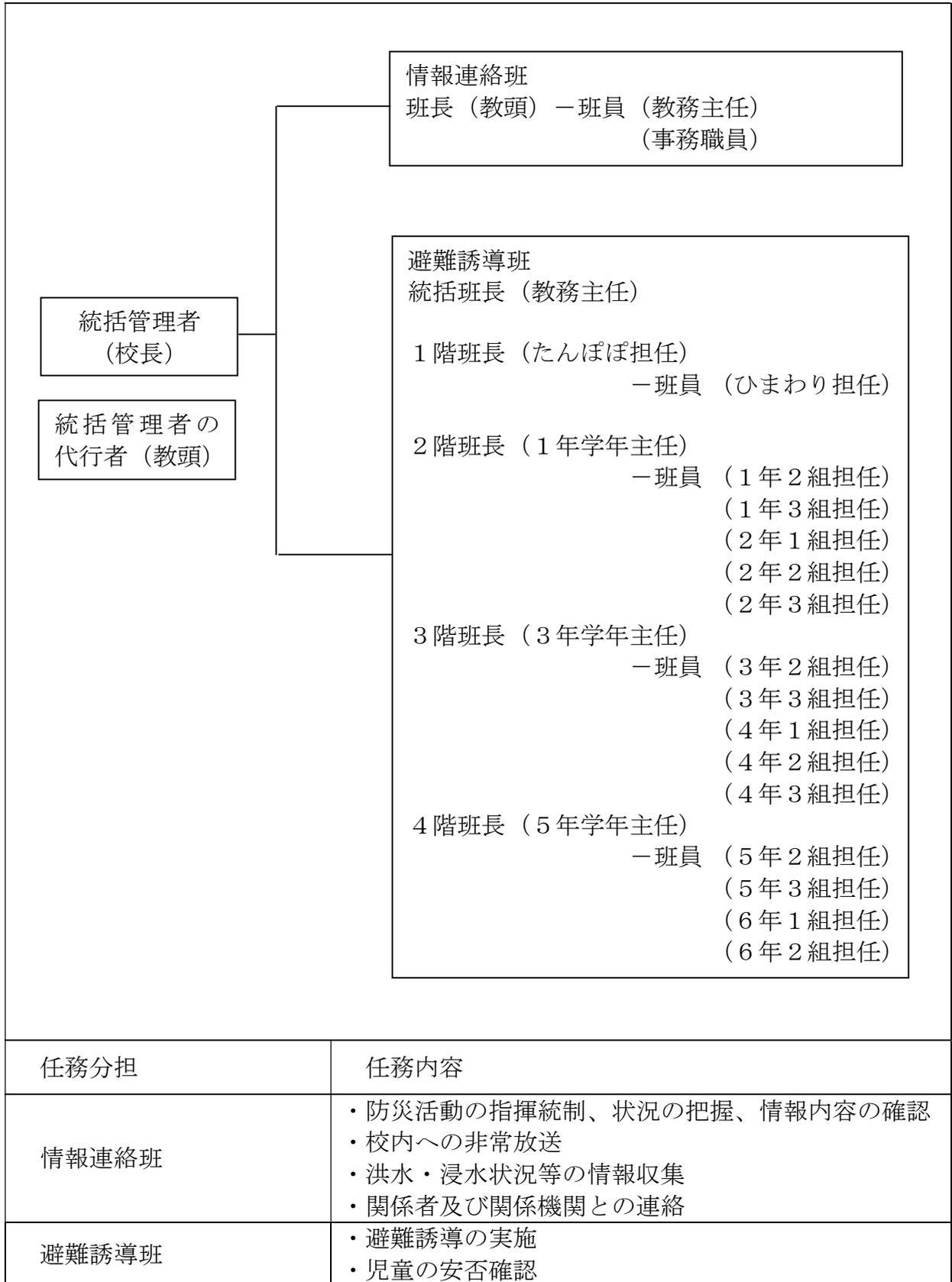
- ① 中島小PTA役員・PTA安心・安全委員、区政協力委員、消防団、中島学童保育所、中島学区災害対策本部（区政協力委員長）
- ② 中川消防署、中川警察署、中川土木事務所

(3) 通学路の危険箇所

内 容	記号	危険箇所
出水危険箇所	⊕	2 箇所
蓋のない危険な側溝	⊖	0 箇所
危険なマンホール	⊙	0 箇所
冠水のおそれのある箇所	⊖	1 箇所
がけ崩れのおそれのある箇所	⊕	0 箇所

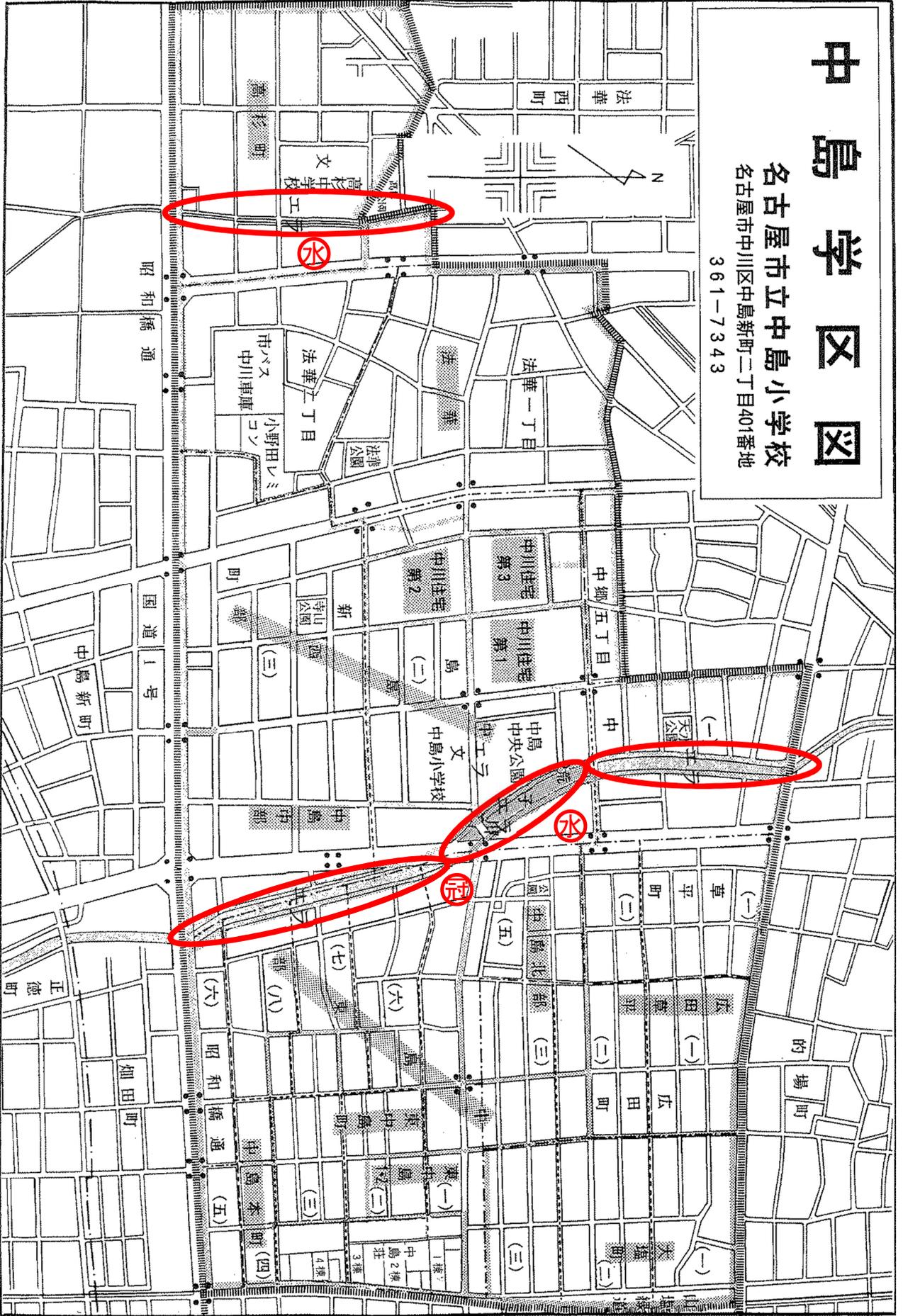
※ 危険箇所の記号を赤で記入した学区地図を添付する。

(4) 防災体制（自衛水防組織）



中島学区図

名古屋市中川区中島新町二丁目401番地
361-7343



学区地図